

第 2 回鳥栖市総合計画審議会での主な意見とその対応

主な意見	対応	該当ページ
基本目標 5 の「子どもが心豊かに育つまち」を掲げているが、高齢出産等の現状を踏まえて、不妊治療への言及が必要ではないか。	基本目標 5 の 1 「子どもを安心して産み、育てられる環境づくり」の主な取組「子どもと親の心身の健康の確保」において、取組内容への「妊娠前、産前」について言及しました。	基本計画素案 P46、47
基本目標の順番に意味を持たせてもいいのではないか。	基本目標の順番は、6 次総計の考え方（1 から 6 まで並べているが、それに優劣はない）を継続させます。一方で 3 つの鳥栖スタイルの方向性に沿った施策を基本計画に位置付けました。	基本計画素案 P5
基本目標 2 の 2 「魅力ある賑わい拠点形成」において、「鳥栖駅・新鳥栖駅を中心とした賑わい拠点の形成」とある。6 次総計では、鳥栖駅、新鳥栖駅で分けた表記であったが、一括にした意図はあるのか。	審議会において、その意図を説明済み。ただし、鳥栖駅・新鳥栖駅における課題については、基本構想の鳥栖市の課題として、整理しなおしました。	基本構想案 P13
高齢者福祉、障害者福祉等における「自立」と「主体、主体性」の表現について。 「自立」は、根拠法に基づいてそういう表現を使っているのは認識しているが、より具体的にその考え方を示すときには、「主体、主体的」という表現が適する場合もある。その表記については検討いただきたい。	左記の意見のとおり、表記として使わざるを得ない部分は、現状のとおりとし、その他の部分については、意見の趣旨を踏まえて表記しました。	基本構想案 P18 基本計画素案 P32、33 等
「協働」は、一方方向の連携ではなく、双方向の連携である。「基本目標を推進するにあたっての考え方」に協働の考え方を示すということだが、そのあたりを意識した表記になればいいと思う。	「基本目標を推進するにあたっての考え方」の「協働のまちづくり」において、左記の意見を踏まえて表記しました。	基本計画素案 P64